

「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」改定のお知らせ

町では、平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成 27 年 5 月に「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。令和 6 年 7 月、新型コロナウイルス感染症への対応の経験や課題を踏まえ、国は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定し、県は国の改定に伴い、令和 7 年 3 月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しました。これに伴い、令和 8 年 5 月、本町においても、感染症危機の発生時に迅速かつ確な対応に向けた準備等を計画的に進めるため、このたび、「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しました。

「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要（総論）

1 新型インフルエンザ等対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制を整備する。
 - ・ ピーク時の患者数を少なくして医療の負荷軽減を図り、医療提供体制を強化する。
- ② 町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 社会経済活動のバランスも踏まえた対策により、町民生活及び社会経済の安定を確保する。

2 新型インフルエンザ等対策の時期区分

- ・ 「準備期」「初動期」「対応期」の 3 つの時期に区分する。

3 新型インフルエンザ等対策における留意事項

- ・ 訓練等を通じた不断の点検・改善や、迅速な初動体制の整備など、平時の備えの整理や充実を進める。
- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ 基本的人権の尊重に留意し、偏見・差別による人権侵害の防止に取り組むとともに、行動制限等の自由・権利に制限を加える場合には、必要最小限のものとし、町民等への十分な説明を行う。

4 実効性確保のための取組

- ・ 本町行動計画に掲げる対策等の取組状況の進捗管理を行い、協議委員会等において定期的に確認する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府・県行動計画の見直し等を踏まえ、本町行動計画の必要な改定を行う。

5 対策項目

- ・ 新型インフルエンザ等対策の目的を達成するために 7 項目を設定。

①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健
⑥物資 ⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保

6 対策項目に共通する横断的視点

- ①人材育成
 - ・ 感染症危機管理への対応能力向上ため、平時から訓練・研修等を通じた幅広い人材の育成に取り組む。
- ②国、県、町の連携
 - ・ 感染症に関する情報の円滑な収集や共有・分析等のため、平時から国、県、町の連携体制を整備する。
 - ・ 平時から意見交換や共同の訓練等を実施し、連携体制の確認・改善を行う。
 - ・ 自治体を越えた人の移動や感染の広がり等を踏まえた広域的な連携体制・ネットワークの構築する。
- ③DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
 - ・ 国の DX 推進の取組を踏まえ、業務負担の軽減や関係者の連携強化に向けて必要な環境整備を行う。

「国見町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要（各論）

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	○実践的な訓練や研修などによる人材の育成 ○政府・県行動計画に合わせた町行動計画の作成 ○新型インフルエンザの発生に備えた、国・県・関係機関等の連携の強化	○町対策本部設置の検討、対策に係る措置の準備 ○感染対策の実施に必要な予算の迅速な確保	○必要に応じた県に対する応援の要請や必要な財政上の措置 ○緊急事態措置の的確かつ迅速な実施に向けた、緊急事態措置に関する総合調整
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○地域の実情を踏まえた町民への説明の準備 ○町と県の間における感染状況等の円滑な情報連携 ○科学的根拠に基づいた感染症との正しい向き合い方の周知啓発	○地域の医療提供体制や医療機関への受診方法など、町民に対して必要な情報の提供・共有 ○県や関係団体との情報提供・共有 ○相談窓口の設置	○町民への地域の実情説明 ○相談窓口の継続 ○こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明 ○発熱外来等の受診方法の周知
③まん延防止	○新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた基本的な感染対策の理解や準備の促進	○国内でのまん延防止対策として、国の要請による業務継続計画に基づく対応の準備	○基本的な感染対策や時差出勤、オンライン会議の活用等の取組の勧奨 ○感染状況に合わせた効果的な感染予防対策の周知
④ワクチン	○ワクチンの接種に必要な資材の確保と確認、ワクチンの供給体制の整備 ○地域の医師会や病院との接種体制に向けた構築情報提供・共有	○接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種体制の構築 ○住民接種・特定接種の実施 ○県と連携した予防接種に係る情報収集、提供・共有	○ワクチンや必要な資材の需要量と供給量の把握と確保 ○感染状況に応じた接種体制の拡充 ○接種記録の管理と健康被害救済
⑤保健	○新型インフルエンザ等の発生時における人員体制の確保の調整 ○感染症危機に備えた生活支援の準備		○県が実施する健康観察及び生活支援への協力 ○自宅療養整備など感染状況に応じた取組
⑥物資	○新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資の備蓄と定期確認		○備蓄物資等の供給に関する国や県との相互協力
⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保	○新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続の適切な仕組みの整備 ○必要な食料品や生活必需品等の備蓄 ○高齢者、障がい者等の要配慮者等の把握と生活支援の具体的手続の検討	○事業継続に向けた準備等の要請の協力	○町民の心身、教育、地域経済など町民の生活の安定の確保を対象とした対応 ○社会経済活動の安定の確保に向けた事業所や町民に対する支援及び情報の提供

【お問合せ先】

国見町ほけん課保健係 電話：024-585-2783



**のびのび「休養」
またまだ「減塩」**

（第二次国見町健康増進計画スローガン）